

裁 決

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 27 年 2 月 5 日付けで提起された、平成 26 年 12 月 10 日付け生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、生活保護開始決定処分を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

請求人は、平成 26 年 11 月 13 日、援助してくれていた人が死亡したため、生活に困窮し、生活保護を申請した。[REDACTED]があるので、その旨を申請時に話した。処分庁の検診命令により [REDACTED] 検診を受けたが、CT、血液、肺機能検査は異常なかった。ハローワークで求職活動の説明を受け、ハローワークで求職活動を行い、処分庁に求職活動を記した用紙を提出した。処分庁の担当職員（以下「担当職員」という。）が不在のため、他の職員に提出したところ、「後日、担当職員から連絡が有ります。」と言われたが、担当職員からの連絡はなかった。同年 12 月 11 日、担当職員に「生活保護がどうなったか。」確認しようと

電話をしたが、担当職員が不在のため、「明日、連絡します。」と伝え、電話を切った。その直後に処分庁より「生活保護申請却下通知書」が届いた。

当該生活保護申請の却下の理由が「稼働能力の不活用」となっていたが、請求人にとって生活保護申請は初めてのことで、担当職員から求職活動のやり方について十分な説明がなかったため、どのようにしたらよいのかよくわからず、検診命令の結果を待ってから、求職活動を始め、2回ハローワークで求職活動をし、処分庁に求職活動状況報告書を提出した。その時に、「後日、担当職員から連絡が有ります。」と言われたが、その後、担当職員からの連絡はまったくなく、これで十分な指導と言えるのか。また、申請時、担当職員から求職活動について十分な説明もなく、「後日、担当職員から連絡が有ります。」と言いながら、担当職員からの連絡はまったくなく、いきなり処分庁より「生活保護申請却下通知書」が届く、このようなやり方が、「住民福祉の機関」としての自治体のやり方なのか。[REDACTED] [REDACTED] 借入し、返済もしなければいけないのに生活保護を却下され、途方にくれている。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成26年11月13日、請求人は、処分庁を訪れ、保護申請を行った。申請書には「私は、この2年間、[REDACTED] から、[REDACTED] の援助を受けて生活をしていましたが、[REDACTED] に亡くなり、援助を受けられなくなりました。仕事もしていなかったので、収入もありません。預貯金、手持金も少なく、活用する財産もありません。身内からの金銭的援助も望めず、生活に困っていますので、生活保護の申請をお願いします。」と記載がある。担当職員は、請求人に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用しなくてはならない旨説明し、今の体調で就労が可能か確認したところ、[REDACTED] との回答があった。ただし、通院は2か月に1度程度受診し、薬をもらっているとのことであり、請求人から就労できないとの申し出もなかったため、ハローワーク高松の専門窓口を主として活用し、真摯に求職活動を行うとともに、同月28日に処分庁に提出するよう伝えたところ、承諾を得た。また、[REDACTED] どの程度、就労に影響があるかを調査するため、[REDACTED] での検診命令を行うことを伝えた。面接記録票には、請求人から聞き取った、請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況が記載されていた。

- 2 平成26年11月19日、担当職員は、請求人宅を訪問し、請求人に検診命令書を

渡し、同月 20 日に [REDACTED] で検診を受けるよう伝えた。請求人の求職活動状況を確認すると、 [REDACTED] ため、ハローワーク高松の 31～33 番窓口に行き担当者と相談しながら求職活動を行うよう伝え、求職活動内容と検診命令の結果を踏まえ、判断することを伝えた。

- 3 平成 26 年 11 月 25 日、処分庁は、 [REDACTED] から送られてきた請求人の検診書を受理した。検診書には、傷病名は、 [REDACTED]、診療の要否、診療の方法等に関する意見は、「診療は必要であるが就労は可能である。」と記載されていた。
- 4 平成 26 年 11 月 28 日、請求人は、処分庁を訪れ、求職活動状況報告書を提出した。担当職員が不在であったため、担当職員の上司が対応し、請求人から提出された求職活動状況報告書の内容を確認したところ、 [REDACTED] [REDACTED] ため、請求人に対し引き続き求職活動を行うよう求職活動状況報告書を渡した。請求人は、当該報告書を次は、いつ提出したらよいかと尋ね、担当職員の上司は、提出日については必要となれば、担当職員から連絡する旨を伝えた。担当職員が、請求人の求職活動状況の確認を行い、ハローワーク高松の担当者と相談しながら求職活動を行うように伝えた同月 19 日（水）から同月 28 日（金）の間で、請求人がハローワーク高松で求職活動を行うことができたのは、ハローワーク高松の閉庁日（土・日・祝日）を除くと 7 日間であった。
- 5 平成 26 年 12 月 1 日、処分庁は、請求人の求職活動状況について、ハローワーク高松に電話確認した。担当者から「 [REDACTED]、どういう仕事に就くか迷っている状況であったため、無料で受講できる職業訓練も案内した。求職活動を行っていた期間に [REDACTED] 応募できる事務職やサービス業等の求人は多く存在していた。」との回答があった。担当職員の上司が、請求人に対し引き続き求職活動を行うよう求職活動状況報告書を渡した 11 月 28 日（金）から 12 月 1 日（月）の間で、請求人がハローワーク高松で求職活動を行うことができたのは、ハローワーク高松の閉庁日（土・日・祝日）を除くと 2 日間であった。
- 6 平成 26 年 12 月 2 日、処分庁は、請求人の保護申請について診断会議を開催した。処分庁は、診断会議において、請求人は、 [REDACTED] での検診命令結果によると就労は可能であり、請求人のこれまでの職歴等から応募可能な事務職やサービス業等の求人が多々あったこと、また、請求人から提出された求職活動状況報告書の内容から、 [REDACTED]、内容も求人情報検索システムによる検索や求人票の持ち帰りのみで、応募や面接には至っていないことを踏まえ、高松市における有効求人倍率は良好であり、請求人は、

育児等の就労を阻害する要因はなく、応募可能な求人が多々あるが、その求人に対し応募・面接を行うなど真摯に求職活動を行っているとは認められず、稼働能力を十分に活用しているとは判断できないとして、本件処分に係る判断を行った。

却下通知書には、却下の理由として、「稼働能力の不活用」と記載されていた。

第3 判断

1 稼働能力の活用について、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 保護の補足性について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）4条1項に、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とある。

(2) 稼働能力の活用について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4に、

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

稼働能力の活用について検討する。

(1) 稼働能力があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の1のとおり申請書や面接記録票に記載がある保護申請時に請求人から聞き取った、請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況や、通院治療の状況について把握している。次に、処分庁は、上記第2の2及び3のとおり[redacted]がどの程度、就労に影響があるか調査するため、検診命令を行い、請求人は、治療は必要だが就労は可能であるとの診断結果を得た。また、処分庁は、上記第2の2のとおり請求人の求職活動状況を確認し、[redacted]、ハローワーク高松の31～33番窓口に行き、担当者と相談しながら求職活動を行うよう伝え、求職活動内容と検診命令の結果を踏まえ、判断することを伝えた。さらに、上記第2の5のとおりハローワーク高松から、請求人の求職活動状況や求職活動を行っていた期間に[redacted]応募できる事務職やサービス業等の求人は多く存在していたとの意見を聴取した。そして、診断会議において、処分庁は、上記第2の6のとおり検診命令の結果、請求人は[redacted]、就労は可能であると判断した。

局長通知第4-2に「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」とある。

処分庁は、上記申請書や申請時に請求人から聴取した生活歴・職歴・病状等の面接記録票の内容を把握しており、検診命令による検診結果を踏まえた医学的な面からの評価を行い、また、請求人の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案のうえ検討して、請求人の稼働能力があると評価していることから、稼働能力があるか否かの評価について、不当であるとは言えない。

(2) 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の1及び2のとおり請求人から就労できないとの申し出もなかったため、ハローワーク高松の専門窓口を主として活用し、真摯に求職活動を行い、11月28日に処分庁に求職活動状況申告書を提出するよう伝え、承諾を得た。そして上記第2の4のとおり同月28日に請求人から提出された求職活動状況報告書の内容を確認すると、[redacted]

[redacted]、引き続き求職活動を行うよう求職活動状況報告書を渡し

た。請求人は、当該報告書を次は、いつ提出すればよいかと尋ね、担当職員の上司は、提出日については必要となれば、担当職員から連絡する旨伝えた。

また、処分庁は、上記第2の5のとおりハローワーク高松に対して請求人の求職活動状況を確認し、請求人が求職活動を行っていた期間に [REDACTED] [REDACTED] 応募できる事務職やサービス業等の求人が多く存在していたとの意見を聴取した。

そして処分庁は、診断会議において上記第2の6のとおり請求人の求職活動状況報告書の内容から、 [REDACTED] [REDACTED]、応募や面接に至っておらず、真摯に求職活動を行っていないと判断した。

局長通知第4-3に「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」とある。

処分庁は、請求人から提出された求職活動状況報告書、請求人への面接、ハローワーク高松への確認等により請求人の求職活動の実施状況を具体的に把握したうえで、請求人が求職活動を行っていた期間に [REDACTED] が応募できる事務職やサービス業等の求人が多く存在していたが、請求人は、 [REDACTED] [REDACTED]、また、応募や面接に至っていないため、請求人が、稼働能力を前提として真摯に求職活動を行っているとは認められないと判断した。しかし、処分庁は、請求人に対し引き続き求職活動を行うよう求職活動状況報告書を渡し、請求人から、当該報告書を次は、いつ提出すればよいかと尋ねられ、必要となれば、担当職員から連絡する旨を伝えた後、請求人に対し連絡をしておらず、当該報告書の提出を受けていない。請求人が、処分庁から渡された求職活動状況報告書を次は、いつ提出すればよいかと尋ねていることから、請求人は、11月28日以降も求職活動を行う意思があると判断できるため、処分庁は、改めて当該報告書の提出を求めるなどしたうえで、請求人の同月28日以降の求職活動について実施状況を把握し、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行う必要があったと考えられる。ここで、処分庁は、ケース診断会議の前日である12月1日（月）に請求人の求職活動の実施状況をハローワーク高松に確認しているが、処分庁が引き続き求職活動を行うよう求職活動状況報告書を渡した11月28日（金）から12月1日（月）の間で、請求人がハローワーク高松で求職活動を行うことができたのは、ハローワーク高松の閉庁日（土・日・祝日）を除く

と2日間であったことを考慮すると請求人が稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかの有無を適切に検討したとは認められず、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を十分に行っているとは言えない。

(3) 就労の場を得ることができるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の5のとおり請求人の求職活動状況について、ハローワーク高松に確認し、請求人が求職活動を行っていた期間に [REDACTED] 応募できる事務職やサービス業等の求人が多く存在していたとの意見を聴取した。

また、処分庁は、上記第2の1のとおり面接記録票に請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴及び病歴等を記載しており、診断会議において、育児等の必要性など請求人の就労を阻害する要因がないと判断している。

局長通知第4-4に「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

処分庁は、ハローワーク高松に確認し、請求人が求職活動を行っていた期間に [REDACTED] 応募できる事務職やサービス業等の求人が多く存在していたことや高松市における有効求人倍率は良好であるなど、地域における求人内容等の客観的な情報を把握しており、また、請求人の生活状況や職歴等を把握し、これらの生活状況等から稼働能力を前提とした就労を阻害する要因がないと判断していることから、就労の場を得ることができるか否かの評価について不当であるとは言えない。

これらを踏まえると、稼働能力を活用しているか否かについて、その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否かの評価を局長通知第4に基づき、適切に判断しているとは言えない。

したがって、稼働能力の不活用のため、法4条1項に定める保護の要件を欠くものとしたことについて、違法・不当と言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分は、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和37年法

律第 160 号) 40 条 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 5 月 8 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

